

# 道長邸（焼亡前の土御門第）の考察

## A study on the Michinaga Residence The Pre-Fire Condition of *Tsuchimikadodai*

(1991年4月3日受理)

中谷 青三郎  
Seizaburou Nakatani

**Key words:** 土御門第, 貴族住宅

### はじめに

この小文は、『御堂関白記』（以下『関記』と略す。）を中心に長和五年（1016）七月廿一日の焼亡前の建物の実体を明らかにしようと試みるものであり、中国短期大学紀要第21号の「道長邸（焼亡後の土御門第）の考察」と対応するものである。土御門第が道長と関係づけられる経緯は、源雅信の女倫子へ婿取りされることに始まり、上東門院、京極殿とも呼ばれるとされている。

### 1 土御門第の位置

まず最初に土御門第の位置がどこであったかを見ることとする。土御門第の位置を限定する資料をいくつか上げて、その位置について考察を加える。まず最初に明らかにその位置を限定している資料として『拾芥抄』に「京極殿、土御門南、京極西、南北二町<sup>#1</sup>、其南一町被入之。道長公家、或大入道殿く上東門院是也。後一条、後朱雀、後冷泉三代帝於此所誕生。」がある。

又、焼亡・再建後のことであるが、寛仁二年（1018）十月二十二日の、後一條天皇の土御門第行幸に関して、『小右記』に「幸路（略）経大宮及上東門等大路、上東門大路万里小道以東、雅楽奏立業、至上東門院、入自西門<sup>#2</sup>」とあり、「拾芥抄」の記事と矛盾しない。

次に、『関記』の長和五年（1016）七月廿一日の条に土御門第の焼亡に関して、「丑終東方有火、見之相当土御門方、仍馳行、從惟憲朝臣宅火出遷付、馳付 風吹如拂、二町間数屋一時成灰、先令取出大饗朱器、次文殿文等、後還一條間、申法興院火付、即行向、不遺一屋焼亡、凡從土御門大路至二条北五百余家焼亡、<sup>#3</sup>」とあり、又同じく、『日本紀畧』の長和五年（1016）七月廿日に「寅剋。火起上東門南。京極西。萬里小路東。至于二條焼亡。近江守惟憲朝臣宅爲炎上之始。攝政上東門第不免煙焰。又法興院土構林木四方門等焼亡了<sup>#4</sup>。」とあり、この焼亡範囲の中に土御門第があったと考えられ、いずれの記事も『拾芥抄』に示された位置を変更させるものでない。

又、『関記』の寛弘四年（1007）八月二日の金峯旨に関して「參金峯山、以丑時出立、御物忌、出門間、以塩湯灑衆人、從中御門行西、從大宮出南、從二條到朱雀門大路、礼橋下解除、從出羅城門、鴨河尻乗舟、時辰、參八幡宮、（略）<sup>#5</sup>」とあり、ここに示された経路は、『拾芥抄』の「土御門南、京極

西，南北二丁」から出発したとして，不自然な所はない。従って，土御門第は，土御門大路南，京極西，富小路東，近衛大路北に囲まれた二町としてさしつかえないと考えられる。

## 2 土御門第の造作

土御門第において，どのような造作・修理・増築などが行われたかを、『関記』の最初（長徳四年（998）から長和五年七月までの中から拾ってみる。

長保元年（999）	二月廿日	甲辰，此日土御門新馬場初馳馬，上達部多来，
長保二年（1000）	正月十九日	丁酉，土御門立馬場末門，巳時行向見之，
同年	正月卅日	戊申，参院，立中嶋石，
寛弘元年（1004）	十月廿九日	己酉，土御門修理井，
寛弘二年（1005）	八月廿日	丙申，参院，次至土御門，定可立屋所，
同年	八月廿一日	丁丙，土御門立西二對，居石，
同年	八月廿二日	戊戌，立柱上棟，
寛弘四年（1007）	三月十六日	癸丑，南大門扉加修理，
寛弘六年（1009）	四月九日	甲午，土御門北垣修理初，
同年	四月十五日	庚子，土御門立北東廊等，
同年	八月十一日	癸巳，通夜大雨，（略）土御門入水少々，（略）雨止，
寛弘八年（1011）	四月五日	戊申，令初土御門築垣事，召所々夫，
長和元年（1012）	三月十六日	癸未，依替馬場殿廊柱，渡東三條，
同年	十一月六日	己亥，依明日可直馬場，渡一條給，
長和二年（1013）	九月四日	癸巳，中嶋立橋，是土居也，
同年	九月五日	甲午，立馬出屋，

等の記事が見られる。長保元年二月廿日に，新しい馬場で馬を馳せたとあることから，この直前に馬場を新造したのであろう。又翌二年正月十九日には「土御門立馬場末門」とあり，馬場の末に門を立て，それを巳時に見に行つたことが書かれている。又，同年正月卅日「立中嶋石」とあり，馬場末門を立てたすぐ後に庭園にも手を加えている。寛弘元年十月廿九日には，井戸の修理を行っている。これに対し，寛弘二年八月廿日から廿二日までの三日間の記事は，かなり大がかりな造営と思われる記事である。すなわち，「土御門立西二對，居石，」であり，西の二對が建てられたと思われる。廿日には建物の位置を定め，廿一日は礎石をすえ，廿二日には上棟ということとなり，かなり早い作業であったといえる。完成した事実に関する記事は見当たらない。

このような大がかりな造営が行われた寛弘二年頃の様子を見ると，道長自身四十才で，左大臣であった。又，一條天皇には，后として定子があり，第一皇女脩子内親王<sup>※6)</sup>，第一皇子敦康親王<sup>※7)</sup>，第二皇女媯子内親王<sup>※8)</sup>（いずれも母定子）がいたが，道長の女彰子は，

長保元年（999）十一月一日 「左大臣（道長）第一息女從三位藤原彰子入掖庭。註。」

同年 十一月六日 「今日。以從三位彰子為女御。」

長保二年（1000）二月廿五日 「以女御從三位藤原朝臣彰子為皇后。鞞。」

以上，（いずれも『日本紀畧』）などの記事<sup>※9)</sup>にあるように，彰子は一條天皇の皇后となり，道長がそ

の地盤をととのえる時期にあたる。その後、彰子は、敦成親王<sup>#10</sup>（後の後一條天皇）、敦良親王<sup>#11</sup>（後の後朱雀天皇）を生み、道長の置位が一層増すこととなる。道長と定子の父道隆は、兼家の子で母（藤原時姫）も同じの兄弟であり、従って彰子と定子はいとこ同志であり<sup>#12</sup>、定子の方が先に一條天皇の中宮となり、第一皇子敦康親王をもうけているにも拘らず、彰子の子、第二皇子（敦成親王）、第三皇子（敦良親王）が、それぞれ、後一條天皇 後朱雀天皇となった事実をみても、権力が長男の道隆より五男の道長に移っていった事が明らかである<sup>#13</sup>。

さて、寛弘四年三月十六日の「南大門扉加修理」、及び、寛弘六年四月十九日の「土御門北垣修理初」などは、軽微な修理であったろう。同年四月十五日の「土御門立北東廊等」は、等がどのようなものを含むのかは明らかでないが、これも軽微な工事であったであろう。

寛弘六年八月十一日「通夜大雨、（略）土御門入水少々、雨止、」は直接造作とは関係がないが、土御門第の様子がわかるので取り上げた。この記事を見る限りでは土御門第は排水が悪かったのではないかと想像される。『日本紀畧』には、

寛和元年（895）六月廿八日 於神泉苑修請雨経法  
 永延元年（987）五月廿四日 又、於神泉苑修請雨経法  
 正暦二年（990）六月三日 自今日二七日間。依旱魃。於神泉苑修請雨経法  
 同年 六月廿二日 依旱魃。山城国紀伊郡。葛野郡愁申神泉苑水。乃令掘下之。

等旱魃に関する記事は多いが大旱の記事<sup>#14</sup>は少ない。又、この寛弘六年八月十一日頃に大雨のあった記事は『日本紀畧』には見えず、大雨であったとは思えない。

その後には、大きな造営工事は見あたらない。

先にも述べたが、「土御門北垣修理初」、「令初土御門築垣事」が二ヶ所で見える。『大鏡』第六巻に「六條殿<sup>御位</sup>、修理大夫にておはしましゝほどなれば、仁和寺へまいらせ給ゆきかへりのみちを、一度はひんがしの大宮よりのぼらせ給て、一條よりにしぎまにおはしまし、また一度は、にしの大宮よりくだらせ給て、二條よりひんがしぎまなどにすぎさせ給つゝ、内裏を御覧じて、やぶれたる所あれば、修理せさせ給けり。いとてきゝたる御こゝろばへなりな。」とあり、当時、垣を整備しておくことは、特に意味のあったことだと思われる。

### 3 土御門第の建物

ここでは、土御門第がどのような建物で構成されていたかについて、考察を進める。まず最初に先の土御門第の造作にあらわれた建物について、整理しておくとして、馬場・馬場末門・中嶋石・西二對・南大門・北垣・北東廊・馬場殿・中嶋橋・馬出屋・井等がある。

馬場について、少し詳しく見てみると、『関記』長保元年（999）二月廿日「此日、土御門新馬場初馳馬」を見る限りでは、この時に新しく馬場が設けられたと考えられる。『日本紀畧』から、長和元年までの競馬に関する記事を拾ってみると、

寛和二年（986）六月六日 後太上法皇（円融）於仁和寺覽競馬八番。云々  
 永延元年（987）六月廿九日 摂政（兼家）興左（雅信）右（爲光）大臣以下諸卿参加茂社。競馬。依賽祈雨之感應也。  
 永延二年（788）十月廿七日 （略）路幸摂政（兼家）二條京極新造第。於同馬場殿有競馬事。

永祚元年（989）四月廿八日 摂政二條第競馬。

長徳三年（997）五月十七日 於右近馬場有競馬之事。

等が見られる。少なくとも土御門第で競馬が行われた記事は見あたらない。ところで長保元年以降長和五年五月七日土御門焼亡までの門について、同じく『日本紀畧』から土御門第における競馬についてみると、

長保二年（1000）四月廿五日 殿上侍臣相分左右於左大臣（道長）一條第有競馬事。十番。

寛弘元年（1004）五月廿七日 左大臣家有競馬。花山法皇御幸此第。（略）

寛弘三年（1006）九月廿二日 天皇行幸左大臣（道長）上東門第。東宮行啓馬場。有競馬。

長和二年（1013）九月十六日 天皇行幸左大臣（道長）上東門第。中宮（妍子）御産坐此第。有音楽并競馬。（略）

等がある。いずれの記事も『関記』によって確認できる。ここで長保二年の記事には「左大臣（道長）一條第」となっているが、同日の『関記』には、「殿上人士御門馬場来，競馬，上卿多来」とあり、これは土御門第と考えられる。この他にも『関記』には長保元年（999）二月廿五日「（略）馳馬，次競馬，上達部多来」をはじめに単に「競馬」とある記事は数多くある。天皇等の行幸，中宮等の行啓の折の競馬には、『日本紀畧』に記事として存在している。従って長保元年（999）二月廿日までに、このような事があれば、『日本紀畧』に記事として存在してよいと思われるが、その事実はない。

次にいくつか『関記』の中からどのような建物があつたかを考えてみる。

長保元年（999）九月十二日 出西山辺，見紅葉，返参院，馬腸殿有和哥事，

同年 十一月七日 女御宣旨下，（略）殿上人等於西廊奏慶賀之由，

長保二年（1000）二月廿五日 以寅時女御土御門渡給，用糸毛，金作車等人給，自西門御入，從南門人給車入，殿御装束等昨了，（略），

同年 四月廿五日 殿上人士御門馬場来，競馬，上卿多来，

寛弘元年（1004）五月廿六日 馬場殿装束初

同年 五月廿七日 （略）從馬場末門御入，從埦門寄御車（略）馬場殿受南階聞奏了，（略），

同年 十二月廿一日 例講經於西對初之，

寛弘二年（1005）五月廿八日 卅講了，儲西對酒肴

同年 六月廿九日 土御門西廊儲饗卅前，

寛弘三年（1006）四月十四日 土御門從東對出立，

同年 九月廿一日 依行幸，御装束寢殿，上御在所南御簾上五間，当階間立御倚子，廂・簀子等敷長莖，西對東宮御在所，南母屋一間・南四間立廻御屏風，敷錦端四疊二枚，地敷二枚茵等，西廊中門北廊王卿座，其西廊殿上人座，其北渡殿東宮殿上人座，

同年 九月廿二日 入於西門，着寢殿給，此後雨止，東宮参給，貢御馬十疋貢，左六・右四給之，此後又雨下，侍雨間，御馬場殿，腰輿，此船染，蘇芳菲・駒形，舞在庭，楽在船，御馬場，自埦東西下，南着馬場殿間，三的下群立，次東宮經西東廊并当簀子・中嶋等，馬場殿後廊着御在所給，召上卿間，雨下，内侍臨南階，左近中将頼定告此由，

- 王卿不着幄下，依深雨立西廊馬道（中略）戌時御寢殿，東宮渡西對給，以頼定朝臣召余，次召王卿，次以實成朝臣，東宮可參上給有御消息，（中略）東宮立給御西對，御送者笙・笛等也，左衛門督・權中納言取之，乘輿出西門，（略）
- 寛弘四年（1007）三月三日 有曲水會，東渡 所板院東西立草塾・硯臺等，東對南唐廂上達部・殿上人座，南於廊下文人座，辰時許大雨下，水邊撤座，其後風雨烈，廊下座雨入，仍對内儲座間，上達部被來，（略）
- 同年 五月卅日 明經・明法・竿等道博士・学生等令論儀，堂東簀子數々円座二枚，爲問答座，同渡殿爲博士等座，中嶋爲学生等座，講說了後，召諸道馬場賜饗，從中嶋引參上着，
- 同年 十月一日 於堂供佛法，（中略）堂北屋佛，東面，七僧南北相分，六十僧堂東南西廂座，上卿佛先東廂南上西面，上下蔭南面，  
（裏書）巳時以大僧正佛開眼，申時打鐘，馬場殿僧曾集，上達部西對南唐廂座，（略）
- 長和二年（1013）七月八日 （略）從大内以朝經朝臣給御劔，東渡殿敷座，余相曾給女装束，白具，
- 同年 七月九日 人々參入，着渡殿座，有食事，
- 同年 八月廿七日 從早朝時々雨下，上達部・殿上人座儲東對，（略）
- 同年 九月三日 （略）今日東渡殿下犬死，仍令門々立簡，
- 同年 九月十六日 （略）次召腰輿，渡御馬場殿（略）從馬場東經池邊參向，樂人等乘龍頭鷄首，從岸頭來，上達部如初列立，御輿經東橋，着馬場殿東階下給，
- 長和四年（1015）十月八日 春季讀經初，修於土御門堂，
- 以上のような建物名があげられる。次に『紫式部日記』の中から土御門第の建物をひろってみると，「ひんがしの對より，二十人の伴僧ひきゐて御加持まゐり給ふ足音，渡殿の橋のとどろとどろと踏みならさるるさへぞ，ことごとのけはひには似ぬ。法住寺の座主は馬場殿，へんち寺の僧都は文殿などに，うちつれたる淨衣姿まで，ゆゑゆゑしき唐橋どもを渡りつつ」  
「渡殿の戸ぐちの局に見いだせば，（略）殿ありかせ給ひて，御隨身召して遣水はらはせ給ふ。橋の南なる女郎花のいみじうさかりなるを」  
「上達部・殿上人ども，さるべきはみなとのゐがちにて，橋の上，對の簀子などに，みなうたた寝をしつつ，はかなうあそびあかす。」  
「例の渡殿より見やれば，妻戸の前に，（略）殿いでさせ給ひて，日ごろうづもれつる遣水つくらはせ給ひ，（略）右の宰相の中將は權中納言とたはぶれして，對の簀子にみ給へり。」  
「ひんがしの對の局よりまうのほる人々を見れば」  
「ひんがしの對の西の廂は上達部の座，北を上にて二行に，南の廂に，殿上人の座は西を上なり」  
「寢殿のひんがしの渡殿の戸ぐちまで」  
「北の陣に車あまたあり」  
「上達部の御座は西の對なれば，」

「この渡殿の東のつまなる宮の内侍の局に立ち寄りて」  
 「上達部の座は、例の東の對の西おもてなり。いま二ところの大臣もまゐり給へり。階の上にもゐりて、」  
 「御前の池に、水鳥どもの日々々々におほくなりゆくを見つつ、」  
 「十一日の暁、御堂へわたらせたまふ。御車には殿のうへ、人々は舟にのりてさしわたりけり、(略)こ  
 とはてて、殿上人、舟にのりて、みな漕ぎつづきてあそぶ、御堂のひんがしのつま、北むきにおしあけ  
 たる戸の前、池につくりおろしたる階の高欄をおさへて、宮の大夫はゐたまへり。」

以上のような建物の名が見うけられる。次に他の文献などを参考にさらに見ると、  
 『栄花物語』巻第六に、彰子が土御門第に退出するところで、「たゝむ月に藤壺まかでさせ給べくて、土  
 御門殿いみじう佛ひ、いとど修理し加へみがゝせ給。」とある。これは長保二年(1000)と思われる。『関  
 記』によると、長保二年正月には、馬場末門を立てたり、庭に手を加えたりしている時期にあたる。

東三條院の四十の御賀（長保三年（1001）十月九日<sup>15)</sup>）について『栄花物語』には、  
 「中宮西の對におはしまして、院は寢殿におはしませば、上も東の南面におはします。とのゝ上は東の  
 對におはしまして、上達部などは渡殿に着給へり。諸大夫・殿上人などは幄に着きたり。院の女房寢殿  
 の西南の渡殿に候ふ。」とある。同じく巻第八の土御門第法華三十講について、

「例の卅講行はせ給ふ。(略)御堂に宮も渡りておはしませば、続きたる廊まで、(略)苦空無我の聲に  
 てありける讚歎の聲にて遣水の音さへ流れ合ひて、(略)暁に御堂より局ゝにまかづる女房達、廊・渡殿・  
 西對の簀子・寢殿など渡りて、」とあり、続いて中宮彰子の御産に関して、

「廿人の伴僧、とりどりにて御加持参り給。馬場の御殿・文殿など、(略)八月廿餘日の程よりは、上達  
 部・殿上人、さるべきは皆宿直がちにて、階の上・對の簀子・渡殿などにうたゝねをしつつあかす。」

続く御産養には「五夜はとのゝ御産養せさせ給。(略)東の對に西向に北を上にて著き給へり。」続い  
 て一条天皇の行幸には「上達部の御座は西の對なれば、この度は東の對の人ゝ、少し心のどかに思ふべ  
 し。(略)寢殿の御しつらひなど、様かへしつらひなさせ給て、」と書かれている。

以上を整理してみると、

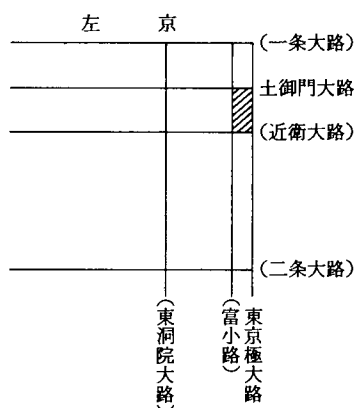
馬場・馬場末門・中嶋・西二對・南大門・北垣・北東廊・馬場殿（馬場の御殿）・西廊・西門・西對・  
 東對・寢殿・西中門・渡殿・西廊馬道・堂・堂渡殿・東渡殿・橋・渡殿の橋・唐橋・遣水・北の陣・池・  
 西南の渡殿・文殿等が見られる。

以上の内渡殿等は特定の名称であるのか一般的な名称であるのかは定かでないが、大きな建物として  
 は、寢殿・東對・西對・堂・馬場殿・文殿・西門・西中門廊・西中門等が考えられる。いわゆる寢殿造  
 に欠かせないとされる釣殿や泉殿の名が出て来ない。又西二對が道長によって建てられたと思われるが、  
 西北對・北對・東北對といった名も出て来ない。これらは表向きの行事等に使用されないため、文献に  
 表れない可能性もあり、文献に見られないからという理由で存在しなかったとは断定できない。いずれ  
 にしろ、道長が手を加える前の建物は、比較的小規模の物であり、これが、道長により、西二對・馬場  
 等が追加され、天皇の行幸等の行える屋敷として整えられて来たと考えてよいと思われる。そして、長  
 和五年（1016）の焼亡後の土御門第は、寢殿・西對・東對・北對・西北對・馬場殿・堂・文殿を持つも  
 のになったと考えられる。

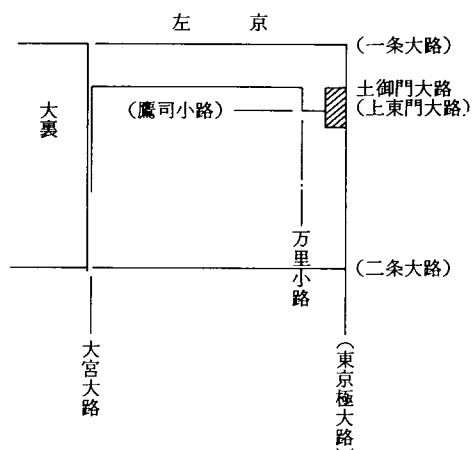
4 お わ り に

二つの小文（本文及び、中国短期大学紀要第21号）によって、土御門第について、主として、どのような建物が構成されていたかを考察をした。土御門第が、どのような経緯で道長の建物として伝わって来たかはまだ不明な点も多い。又、『枕草子』には、「家は近衛の御門。二條みかゝる。一條もよし、そめどのの宮、せかい院。すがはらの院。れいせい院。閑院。朱雀院。をのの宮。こうばい。あがたの井戸。たけ三條。小八條。小一條。」とあり、土御門第は含まれていない。『枕草子』の成立をいつ頃と見るかはいろいろと見解があるようだが、長保元年・二年頃と思われる記事も多く、当時土御門第が重要な建物となりつつあったと思われ、著者は知らないことはないと思える。にも拘らず上げていないのは、興味がある<sup>註16)</sup>。

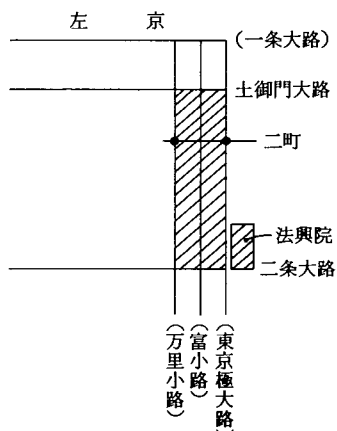
注1) 『拾芥抄』による位置



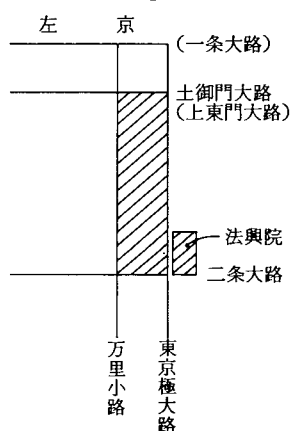
注2) 『小右記』による経路



注3) 『関記』による焼亡範囲

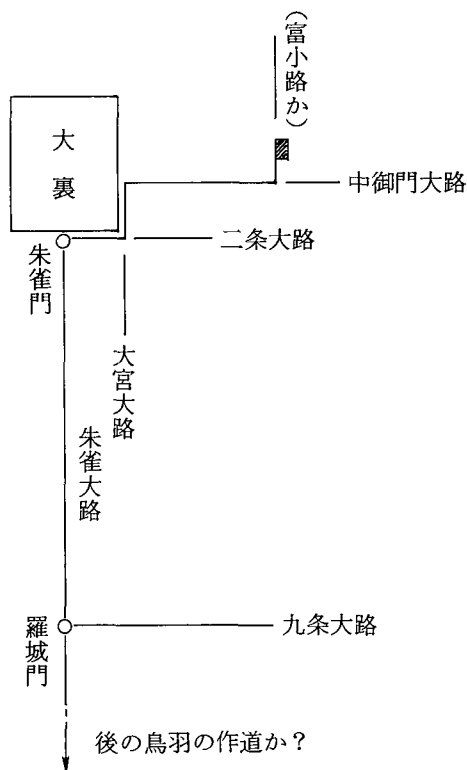


注4) 『日本紀畧』による焼亡範囲



法興院も類焼しているから焼亡範囲の東端は東京極大路と考えてよいだろう。

注5) 『関記』による金峯旨の経路



どの道から中御門大路へ出たかは定かでないが一応富小路を南へ下ったと考えた。

注6) 『日本紀畧』 長徳二年（996）十二月十六日「中宮（定子）誕生皇女（脩子）。」

注7) 『日本紀畧』 長保二年（999）十一月六日「中宮（定子）御産皇子敦康親王也。」

注8) 『日本紀畧』 長保二年（1000）十二月十五日「今日。皇后宮定子於前但馬守平昌朝臣宅。有御産事。皇女嬖子。」

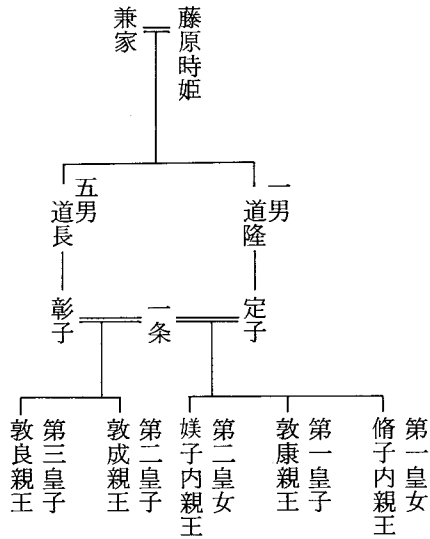
注9) 『大鏡』第一卷裏書「上東門院彰子 御事、一条院后 後一条院朱雀二帝母儀 法成寺入道前攝政太政大臣女 母准三后従一位源朝臣倫子 一条左大臣雅信公女 永延二年戊子誕生 長保元年十一月一日庚辰入内年十二同六日爲女御 同二年二月廿五日爲中宮年十三 長保元年二月十四日爲皇太后宮（略）」にあるように同じ。

注10) 『日本紀畧』 寛弘五年（1008）九月十一日「中宮（彰子）於左大臣土御門第御産皇子（懿）。聖德」又『栄花物語』卷第八“はつはな”や『紫式部日記』に詳しい。

注11) 『日本紀畧』 寛弘六年（1009）十一月廿五日「中宮（彰子）於左大臣（道長）上東門第御産（懿）。



注12)



注13) 皇后宮定子は長保二年（1000）十二月十六日に年廿五で崩れており（『大鏡』第四卷裏書・『日本紀畧』），又『栄花物語』卷第八“はつはな”に「一宮をば中宮の御子に聞えつけさせ給うて、」とあり、完全に彰子が一条天皇の後となった。

注14) 『日本紀畧』 正暦二年六月一日「雷鳴。東西京中洪水。」同二日「雷鳴。大雨洪水。」などないことはない。

注15) 『日本紀畧』 長保三年七月九日「於上東門第有東三條院卅御賀。仍天皇行幸。中宮（彰子）行啓。令侍臣奏舞。」

注16) 作者の興味に合う建物でなかったと考えるのが普通であろうが，作者が宮仕したのが一条天皇の中宮定子のところであったこともあるいは影響しているかもしれない。